

償却資産の申告書には

マイナンバー（個人番号・法人番号）の記入をお願いします

1. マイナンバー（個人番号・法人番号）の記載について

申告書の記入例をご参照いただき、個人の方は12桁の個人番号（順次送付されております個人番号通知カードに記載されている番号です。）法人の場合は13桁の法人番号を所定の記載欄に右詰めで記載してください。ただし、昨年申告書にマイナンバーを記載し、下記添付書類も提出した人は今回記載等の必要はありません。

2. 本人確認資料の添付について（個人の申告者のみ）

個人番号を記載した申告書をご提出いただく場合、マイナンバー法に定める本人確認（番号確認、身元確認及び代理権確認）を実施いたします。

以下の本人確認資料の写し（コピー）をそれぞれ1種類ずつ申告書に添付していただくようお願いいたします。

★本人が申告書を提出する場合★

	番号確認資料	身元確認資料
窓口・郵送で提出	<ul style="list-style-type: none">●個人番号カード（裏面） ●通知カード ●住民票（個人番号が記載されたもの）等 …上記のうち、いずれか一点を添付してください	<ul style="list-style-type: none">●個人番号カード（表面） ●運転免許証等顔写真の入った公的証明書 …上記のうち、いずれか一点を添付してください ※通知カードは身元確認資料としては使用できませんのでご注意ください。
	電子申告	電子証明書等により本人確認を実施するため、本人確認資料の添付は不要です。

※番号確認資料（写し）・身元確認資料（写し）をそれぞれ1種類ずつ添付してください。

★代理人（税理士等）が申告書を提出する場合

	番号確認資料	身元確認資料	代理権確認資料
窓口・郵送で提出	<ul style="list-style-type: none">●本人の個人番号カード（裏面）●本人の通知カード●本人の住民票（個人番号が記載されたもの）等 …上記のうち、いずれか一点を添付してください	<ul style="list-style-type: none">●代理人の個人番号カード（表面）●代理人の運転免許証●代理人の税理士証票 等 …上記のうち、いずれか一点を添付してください	<ul style="list-style-type: none">●税務代理権限証書 または●委任状 等 ※原本の添付をお願いします。
	電子申告	電子証明書等により本人確認を実施するため、本人確認資料の添付は不要です。	

※番号確認資料（写し）・身元確認資料（写し）・代理権確認資料（原本）をそれぞれ1種類ずつ添付してください。

3. その他

マイナンバーは、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤です。制度の趣旨をご理解いただき、マイナンバーの記載にご協力をお願いいたします。